

代理人による産業廃棄物収集運搬業の許可申請に係る取扱いについて

令和6年4月26日
京都府総合政策環境部
循環型社会推進課

行政書士法では、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することが禁止されています（行政書士法第1条の2第1項、第19条第1項）。

そのため、申請者から依頼を受けて産業廃棄物収集運搬業の許可申請を代理人が行う場合、下記のとおり取り扱うこととしますので、御理解・御協力賜りますようお願いいたします。

記

1 申請書における代理人の記載について

- ・行政書士法に基づいて代理人が申請する場合、代理人欄に記名するとともに職印を押印してください（行政書士法施行規則第9条第2項）。
- ・なお、申請者から代理人への委任状の添付は不要です。

2 来庁者等の本人確認又は資格確認の実施について

- ・申請書を庁舎に持参された方の本人確認を実施させていただきますので、次の書類等を御持参いただきますようお願いいたします。

申請者本人の場合（個人許可）	本人であることが確認できる運転免許証等
従業員等の場合	従業員等であることがわかる社員証等
行政書士又はその補助者の場合	行政書士証票、行政書士補助者証
弁護士又はその補助者の場合	弁護士バッジ又は身分証明書、補助者であることがわかる事務職員証等
- ・スマート申請を利用して申請書を郵送いただく場合であって、行政書士が代理申請される場合は行政書士証票の写しを、弁護士が代理申請される場合は身分証明書の写しを同封してください
（代理人に依頼されず申請者本人・従業員が郵送される場合、証明書類等の写しの同封は不要です。）

○行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）（抄）

（業務）

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

（業務の制限）

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 （略）
- 二 第十九条第一項の規定に違反した者

○行政書士法施行規則（昭和 26 年総理府令第 5 号）（抄）

（書類等の作成）

第九条 （略）

- 2 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。